

令和7年度

川西市留守家庭児童育成クラブ 入所のしおり

令和7年4月入所 受付期間（通常募集）

令和6年11月1日(金)～令和6年11月29日(金)

※ 期限厳守。詳しくはP14参照。

※ 現在(令和6年度)留守家庭児童育成クラブに入所している児童も入所申請が必要です。

※ 申請書類に不備がないよう、提出書類チェックリスト(P19)にて確認のうえ提出してください。書類不備の場合、受理できないことがあります。

※ 窓口の混雑を避けるため、できる限り郵送提出をお願いします。

(特定記録などの記録が残る方法で送付してください。ㄨ切必着。消印日不可。)

※ 先着順ではありません。



川西市教育委員会事務局 教育推進部 入園所相談課〔川西市役所3階⑧番カウンター〕

電話 : 072-740-1175

所在地: 〒666-8501 川西市中央町12番1号

市HP : <https://www.city.kawanishi.hyogo.jp>

暮らし・手続き → 教育・学校 → 小学校・中学校 → その他
→ 留守家庭児童育成クラブ

この「入所のしおり」は、令和6年10月1日時点の内容で作成しています。掲載した内容の一部が変更される場合がありますので、ご了承ください。

も く じ

1. 川西市留守家庭児童育成クラブとは	P2
2. 入所対象児童について	P2
3. 育成クラブの概要について （設置場所・連絡先・開所日・開所時間・休所日等）	P2～P4
4. 育成クラブの費用について（育成料・育成料の減免等）	P5～P7
5. 延長育成について	P8
6. 育成クラブの活動について （育成クラブからの下校・欠席や早退等の連絡方法等）	P9～P10
7. 傷害保険について	P10～P11
8. 保護者からの届け出について	P11
9. 入所許可の取り消しについて	P11
10. 令和7年度 育成クラブ入所申請書類について	P12～P13
11. 令和7年度 入所申請書類の提出先及び受付期間について	P14
12. 入所の選考から入所までについて （入所の案内のお知らせ・入所説明会等）	P15
13. 年度途中から入所の手続きについて	P16
14. 民間留守家庭児童育成クラブについて	P16
15. 夏季休業期間中のみの育成クラブについて （運営対象学校：久代小・川西小・川西北小・明峰小・多田小・多田東小・緑台小・陽明小・北陵小）	P17～P18
16. 提出書類チェックリスト	P19
17. 申請書類の郵送について	P20

1. 川西市留守家庭児童育成クラブとは

○ 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業です。

○ 保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や学校の休業期間において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

※ このしおりにおいては、留守家庭児童育成クラブを「育成クラブ」と表記します。

2. 入所対象児童について

育成クラブに入所するためには、次に掲げる要件を全て備えている必要があります。

- ① 小学校及び特別支援学校小学部に在籍する1年生から6年生の児童であること。
- ② 保護者が就労により、月曜日から土曜日までの6日間の間に3日以上、かつ、午後3時以降まで勤務し、昼間家庭において児童が適切な保育を継続的に受けることができないこと。
(その他の理由で児童が適切な保育を継続的に受けることができない場合は事前にご相談ください)
- ③ 育成クラブにおける集団での生活が可能であること。
- ④ 育成クラブの活動に継続性を持たせるため、週3日以上出席できる児童であること。

※ 保護者が育児休業を取得する児童は対象となりません。ただし、4月入所申請に限り、育休復帰は翌月末までに復帰することを条件に申請ができます。

※ 育成料の未納がある場合、入所を許可しないことがあります。

※ 夏休み等の長期休業中のみの利用はお断りしています(夏季休業期間中のみの育成クラブを除く)。
また、前年度途中退所された方については退所された理由により、入所の優先順位に影響する場合があります。

※ 勤務について、「午後3時以降」とは労働時間のことを指します。通勤時間は含みません。

※ 放課後等デイサービスの利用により週3日の出席を欠く場合は、上記④の要件を備えているとみなします。
(例：週2回育成クラブを利用し、週1回放課後等デイサービスを利用する場合)

3. 育成クラブの概要について

変更があれば、改めて窓口・ホームページなどでお知らせします。

(1) 運営主体

川西市教育委員会が運営する公設クラブ(16小学校・特別支援学校区30クラブ⇒「P.3」一覧表を参照)と、民間事業者が運営する民間クラブ(7クラブ⇒「P.16」民間留守家庭児童育成クラブについてを参照)があります。

(2) 入所定員

各育成クラブ、40人程度を予定しています。

※ 入所希望者が定員を超える場合は、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮したうえで選考となります。その結果、入所を待機していただく場合があります。

(3) 設置場所など

育成クラブの名称	設置する学校	住 所	電話(直)・FAX
オレンジ アップル	久代小学校	久代3丁目27番9号	(072)759-3094 (072)744-1144
さくらんぼ マスカット	加茂小学校	加茂3丁目14番1号	(072)758-0783 (072)744-0757
つくしんぼ つばめ めだか	川西小学校	栄根1丁目1番1号	(072)758-3191 (072)768-6662 (072)758-3197
あじさい すずらん	桜が丘小学校	日高町4番1号	(072)758-9434 (072)744-3015
たつのこ らっこ	川西北小学校	丸の内町7番1号	(072)758-3193 (072)758-3198
そよかぜ はるかぜ	明峰小学校	萩原台西3丁目242番地	(072)757-6242 (072)757-6249
とんぼ	多田小学校	多田院1丁目4番1号	(072)793-4259
こすもす なでしこ	多田東小学校	東多田3丁目21番1号	(072)792-7429 (072)792-7449
たんぼぼ	緑台小学校	向陽台1丁目7番地の1	(072)792-9048
ゆうやけ	陽明小学校	向陽台3丁目6番地の219	(072)793-7513
ひまわり	清和台小学校	清和台東2丁目2番地の2	(072)799-4191
こんぺいとう かりんとう	清和台南小学校	清和台西5丁目1番地の2	(072)798-0946 (072)764-7885
こんぺいとう分室	川西養護学校	清和台西2丁目3番地の81	(080)4237-9430
ぼてと オリーブ	けやき坂小学校	けやき坂3丁目1番地の2	(072)799-2490 (072)799-9779
やまびこ どんぐり	東谷小学校	見野2丁目30番1号	(072)794-6982 (072)794-6983
あめんぼ なのはな	牧の台小学校	大和東1丁目47番地の1	(072)794-4954 (072)794-7222
イルカ ペンギン	北陵小学校	丸山台1丁目3番地の2	(072)794-3737 (072)794-6005

(4) 開所日及び開所時間

開所日	開所時間	延長育成時間
授業のある日	下校時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後6時30分 または 午後7時
授業のない日 (土曜日)	午前8時 ～ 午後5時	実施しません
授業のない日 (平日)(※1)	午前8時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後6時30分 または 午後7時

(※1) 創立記念日、学校行事等の代休日ならびに春・夏・冬季休業期間中

- 授業のない日における通所については、通所時間を厳守してください。（開所時間の午前8時よりも早く学校に通所しても、育成クラブは開所していません。児童が外で待機しなければならない状況になりますので危険防止のためにも、午前8時以降の通所にご協力ください。）
- 児童の送迎については、育成クラブ室までお願いします。
- 帰宅途中の安全確保が必要であると教育長が判断したときは、帰宅時間を変更することがあります（例：11月～1月（冬季休業終了まで）の間に日没が早い時期、暴風・大雨・雷等の恐れがあるときなど）。
- 11月～1月（冬季休業終了まで）の間に日没が早い時期の帰宅については、次のいずれかより選択してください。
 - ◇ 午後4時30分での帰宅（集団下校）
 - ◇ 午後5時までの帰宅（保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎え）
 - ◇ 午後6時30分または午後7時までの帰宅（延長育成利用者のみ）
- 川西養護学校においては、校舎利用の都合上、土曜日・創立記念日・学校行事等の代休日は育成クラブを開設しておりません。

(5) 休所日

育成クラブを開所しない日は次のとおりです。

	育成クラブを開所しない日（休所日）
①	日曜日、国民の祝日
②	8月11日から17日まで
③	12月29日から31日まで及び1月2日から3日まで
④	気象警報発令時、災害時等（※2）
⑤	その他、市長が必要と認める日

(※2)

- ◇ 川西市（こんぺいとう分室は川西市又は猪名川町）に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「特別警報」のいずれかが発表され、または発表される見込みで学校が臨時休校となる場合、育成クラブは休所とします。
 - ◇ 学校の活動時間帯に警報が発表され、午後1時15分までに下校となった場合は、育成クラブは休所とし、児童は学校の指示に従って下校します（状況により変更となる場合があります）。
 - ◇ 育成クラブの開所時間中に上記の警報が発表された場合は休所とし、原則育成クラブから緊急連絡先へ連絡してお迎えの依頼をしますので、すみやかにお迎えをお願いします。
 - ◇ 土曜日や学校の創立記念日、学校行事等の代休日ならびに春・夏・冬季休業期間中については、警報が午前7時時点で発表中のときは「自宅待機」とし、午前9時までに警報が解除されなければ、その日の育成クラブは休所とします。午前9時までに警報が解除された場合は、解除された時点から開所します（充当持参）。警報の発令や解除について、育成クラブからお知らせはいたしませんので、必ず保護者の方が警報の情報を確認してください。開所となった際、当初出席予定であったものの欠席する場合は、必ず育成クラブへ連絡してください。
 - ◇ 児童の安全面で育成クラブへの通所が危険だと思われる場合、保護者の判断により無理に通所させないようお願いします。特に、午前9時までに警報が解除された場合であっても、普段と通所の時間帯や通学路の状況が異なることがありますので、児童の安全面への配慮についてお願いします。
- インフルエンザ等による学校閉鎖または学級・学年閉鎖になったときについては、次のとおりとします。
- (1) 学校閉鎖（全児童）になった場合は、育成クラブは休所とします。
 - (2) 学級・学年閉鎖の場合は、その当該学級・学年の児童は、育成クラブへ通所することはありません。

4. 育成クラブの費用について

(1) 育成料について

児童1人につき月額7,500円です。月途中の入退所や当該月の全てを欠席された場合も、当該月の育成料は全額納付していただきます。

なお、午後5時以降の児童の預かりについては、延長育成料が発生しますので、ご注意ください。

⇒詳しくは(P8)『5. 延長育成について』を参照してください。

① 納付方法

原則として、金融機関による口座振替でお願いします。振替日は毎月27日（当該日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）です。

市教委所定の納付書により納付する場合は、下記記載の指定金融機関、川西市役所内指定金融機関派出所、コンビニエンスストア、各行政センター窓口またはスマートフォンアプリによる決済サービスにて、毎月月末（当該日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）の納期限までに納付してください。納期限までに納付がない場合、督促手数料及び延滞金が加算されますのでご注意ください。

《納付書が利用できる金融機関（令和6年10月時点）》

池田泉州銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行、りそな銀行、但馬銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫、兵庫六甲農業協同組合、埼玉りそな銀行、京都銀行、徳島大正銀行、山陰合同銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局(近畿2府4県) 各本(支)店 他(入園所相談課までお問い合わせください)

※令和7年4月1日以降、埼玉りそな銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、但馬銀行において、銀行窓口での納付書による納付ができなくなります。(埼玉りそな銀行以外の3行については、口座振替の利用は可能)

《利用できるスマートフォンアプリによる決済サービス（令和6年10月時点）》

LINE Pay、PayPay、PayB、FamiPay、au PAY

スマートフォンアプリによる決済サービスの利用については、事前にスマートフォンに専用アプリをインストールし、利用登録、利用可能金融機関の口座設定等を行ったうえ、市教委所定の納付書のバーコードを読み取ってください。

※ 領収書は発行されません。

※ 通信料金は利用者の負担となります。

※ 破損・汚染などによりバーコードが読み取れない納付書は利用いただけません。

② 督促手数料・延滞金

期日内に納付された方との公平性を保つため、納期限内に納付がない場合に発送する督促状について、80円（令和6年10月時点）の督促手数料が加算されます。また、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、育成料に以下の延滞金が加算されます。

期 日	令和6年10月時点の延滞金の割合 (変動があります)
納期限の翌日から1カ月を経過する日まで	年2.4%
納期限の翌日から1カ月経過した日以後	年8.7%

③ 育成料の減免

次頁の表の「減免理由（児童の属する世帯の区分）」に該当する場合は、該当事項に応じて育成料が減免されます。

減免の申請には、【様式6】育成料減免申請書と添付書類の提出が必要となります。

ただし、川西市が保有する育成料減免適用に必要な情報について、入園所相談課が確認することに同意される場合は、*1及び*2の添付書類の提出を省略できます。

※ 区分「1（2）」及び「2（2）」の減免申請について、川西市への転入時期によっては*2の添付書類の提出が必要な場合があります。また、川西市への転入手続きが未完了の方・ご家族が別世帯の方は、提出が必要です。

※ 年度途中の減免申請については、該当する月の納期（月末、月末が土曜・日曜・祝日の場合はその翌開庁日）までに申請してください。申請前に遡って減免することはできません。

※ 区分「4」は、2人以上の児童を入所させている世帯が対象です。入所するクラブは公設クラブ・民間クラブを問いませんが、【様式6】育成料減免申請書の提出先は、児童が入所しているクラブ（公設クラブに入所している児童分は入園所相談課、民間クラブに入所している児童分は民間クラブ）になります。

- 減免の決定につきましては、申請書類を審査した後、文書で通知します。
- 申請時及び年度途中に減免の判断をします。各種手当の受給状況及び所得により、年度途中で減免が取り消しとなる場合があります。
- 年度途中に再度、添付書類の提出を求める場合があります。
- 生活状況や申告内容（課税・所得・扶養等）、家族構成等に変更があり、事前に連絡をいただいている場合は、
遡って減免を取り消し、育成料を追徴することがあります。申請内容に変更があった場合は必ずご連絡（ご確認）ください。
- 減免理由「1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯」において、2人以上の児童が公設クラブと民間クラブをそれぞれ利用する場合、児童の利用状況の変更（入退所等）により減免または取り消しとなるため、変更内容について必ず事前にご連絡ください。

区分	減免理由（児童の属する世帯の区分）	添付書類	減 額
1	(1) 生活保護法の規定による被保護世帯	生活保護適用証明書 *1	全額
	(2) 市民税の所得割が非課税となる世帯	同居している方全員の住民票の写し*2 同居している18歳以上の方全員の課税証明書（または非課税証明書）*2	全額
2	(1) 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯	児童扶養手当証書（写し）*1	2分の1
	(2) 児童扶養手当法第9条又は第10条に規定する所得の額に満たない世帯	同居している方全員の住民票の写し*2 同居している18歳以上の方全員の課税証明書（または非課税証明書）*2	2分の1
	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯	特別児童扶養手当受給証明書（写し）*1	2分の1
3	市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯	り災証明書等	状況に応じて
4	1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯		2人目以降の育成料を、1人目の育成料の2分の1

(減免理由について)

- 1 (1) 生活保護法の規定による被保護世帯
生活保護を受給している世帯が対象です。
- 1 (2) 市民税の所得割が非課税となる世帯
同居している18歳以上の方全員が、市民税の所得割が非課税となる世帯が対象です。
- 2 (1) 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯
児童扶養手当（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として支給される手当）を受給している世帯が対象です。児童手当ではありませんので、注意してください。
- 2 (2) 児童扶養手当法第9条又は第10条に規定する所得の額に満たない世帯
同居している18歳以上の方全員が、一定の所得の額に満たない世帯が対象です。
一定の所得の額は、扶養の人数等によって変わります。
- 2 (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯
特別児童扶養手当（精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当）を受給している世帯が対象です。
- 3 市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯
- 4 1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯
公設クラブまたは民間クラブに、2人以上の児童を入所させている世帯が対象です。公設クラブと民間クラブの組み合わせも対象となります。

(2) 実費費用について

- 育成料とは別に、校外行事等の事業を実施する場合は実費が必要になります。お支払いについては、直接支援員にお渡しください。
- 傷害保険加入料及び連絡帳代（1冊）については、育成料に含みます。（連絡帳を紛失された場合、2冊目以降は別途料金が発生します）

5. 延長育成について

(1) 延長育成時間及び延長育成料

	延長育成時間	延長育成料（児童1人につき）
月曜日から金曜日 （学校休業日を含む）	午後5時 ～ 午後6時30分	月額3,000円
	午後5時 ～ 午後7時	月額4,000円
土曜日	実施しません	

- ① 延長育成を利用する場合は、午後5時までの通常の育成料に加え、利用時間の区分に応じた上記延長育成料が必要です。
- ② 通常の育成料が減免される児童については、延長育成料も同様の減免を適用します。
- ③ 督促手数料及び延滞金については、（P5）『4. 育成クラブの費用について』の『②督促手数料・延滞金』と同様です。

(2) 対象児童

延長育成に登録できる対象児童は、次のすべての事項に該当する児童です。

- 育成クラブに入所する児童で保護者の勤務等の理由により、午後5時以降も育成クラブ活動が真に必要であると認められる児童であること。
※ 入所申請時の申請書及び勤務証明書の記載内容と相違のないようお願いします。
- 延長育成利用許可終了時刻（午後6時30分または午後7時）までに、保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎えが可能である児童であること。

(3) 延長育成の登録申請・利用時間の変更申請方法

延長育成の利用を希望する児童の保護者は、【様式5】延長育成利用申請書をあらかじめ教育委員会に提出し、利用の許可を受けてください（許可は翌月以降となります）。また、年度途中に延長育成の利用時間の変更を希望する保護者は、「延長育成利用時間変更申請書」をあらかじめ教育委員会に提出し、利用時間変更の許可を受けてください（許可は翌月以降となります）。

※ 提出先は、ともに各育成クラブまたは入園所相談課です。

(4) 延長育成を利用する児童の下校方法

延長育成を利用する児童の下校については、延長育成利用許可終了時刻（午後6時30分または午後7時）までに、保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎えが必要です。

※ 延長育成利用許可終了時刻までにお迎えができない場合や、延長育成料の未納が続く場合は、延長育成の利用の許可を取り消すことがあります。

(5) 延長育成の一時利用

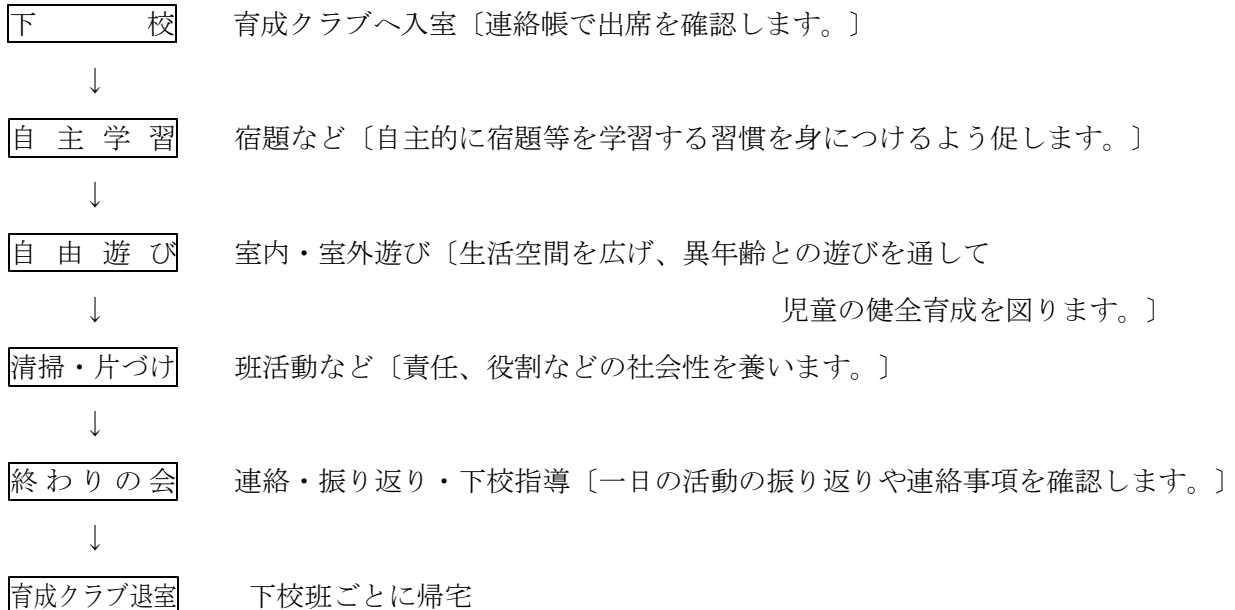
- ① 一時的に延長育成が真に必要であると認められる児童は、その必要な時に延長育成を利用することができます。なお、対象児童及び下校方法については、上記の事項と同じです。
- ② 延長育成の一時利用の育成料は、次の表のとおりです。

	延長育成時間	延長育成一時利用の育成料 （児童1人につき）
月曜日から金曜日 （学校休業日を含む）	午後5時 ～ 午後6時30分	1回600円
	午後5時 ～ 午後7時	1回800円
	午後6時30分 ～ 午後7時（※1）	1回200円
土曜日	実施しません	

- 月単位での上限額、減免はありません。また、月途中での延長一時利用から延長育成登録への変更はできません。
- 市教委所定の納付書により納付してください。
- 川西養護学校では、延長育成を実施していません。
- （※1）「午後6時30分～午後7時」の延長育成の一時利用については、午後5時～午後6時30分の延長育成（月極）利用者のみ利用できます。

6. 育成クラブの活動について

主な育成クラブの活動は、次のとおりです。 ※川西養護学校においては、別途取扱いとします。



(1) 育成クラブからの下校について

- 支援員による付き添い下校は行いません（緊急時を除く）。
- 帰宅する通学路については、児童とともに確認しておいてください。また、帰宅時の安全指導として、次のこともしっかり守るようご家庭で話し合ってください。
- ・ 交通ルールを守り、同じ方向の児童は、できるだけ一緒に帰るようにすること。
- ・ 学校で決められた道（通学路）を通り、寄り道をしないこと。
- ・ 知らない人に誘われても、絶対について行かないこと。
- ※ 緊急時の対応の方法等についても児童と話し合っておいてください。
- 支援を必要とする児童の場合は、延長育成を利用しない場合でも、保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎えをクラブ室までお願いします。
- お迎えが午後5時を過ぎた場合、次のとおり延長一時利用料金が必要ですのでご注意ください。
- ・ 午後6時30分までにお迎え：児童1人1回につき600円
- ・ 午後7時までにお迎え：児童1人1回につき800円
- ※延長育成の利用者についても、お迎えが延長育成利用許可終了時刻を過ぎた場合、延長一時利用料金が発生する場合がありますのでご注意ください。

(2) 欠席・早退等の連絡方法について

- 育成クラブの出席・欠席・早退の予定は、必ず連絡帳に書いてお知らせください。児童からの口頭での欠席・早退の連絡は、受け付けません。また、急な欠席・早退や、連絡帳に書き忘れがあるときは、直接、育成クラブに電話（留守番電話メッセージも可）でご連絡ください。
- 早退のときは、連絡帳に育成クラブを退室する時刻をご記入ください。
- 習い事やその他毎週決まった日の欠席や早退は、育成クラブに届け出てください。また、予定の変更がある時は必ず育成クラブへご連絡ください。
- 無断欠席のときは、児童の所在と安全確認のために、緊急連絡先、保護者の勤務先または自宅等に連絡することがあります。
- 放課後子ども教室や学校敷地内で行われるスポーツクラブ・文化活動教室の利用など市教委が認める活動への参加を除き、クラブ室への再入室はできません。なお、市教委が認める活動へ参加する場合、支援員の送迎はありません。また、育成クラブから公民館等で行われる放課後子ども教室への移動途中での事故や、夏季休業中に行われる開放プールでの事故等について、市教委では責任を負いかねますのでご了承ください。

(3) 非常事態等における対応について

- 学校の活動中に、事件や危険情報が入った場合、学校の対応を鑑みて育成クラブを休所とする場合があります。
- 育成クラブの開所中に、事件や危険情報のため児童の帰宅に安全確保が必要な場合は、育成クラブから保護者に連絡しますので、お迎えをお願いします。
- 児童の安全面を考慮して、授業終了後の一斉下校や学年ごとの集団下校等が数日間続く場合、詳細は小学校ごとに異なることがあります。育成クラブにおいては原則として次のとおりとします。

・学校が全員での下校をするとき

A) 学校の指示に従い集団下校（全児童）で帰宅する。

B) 育成クラブに通所し保護者のお迎えによる帰宅をする。

※ AまたはBの選択による帰宅となりますので、事前に話し合っておいてください。

・学校が学年ごとに下校をするとき

通常通り、育成クラブでの班別の帰宅を行い、支援員が途中まで付き添います。

※ 上記の各状況の帰宅について、各家庭で帰宅の方法や児童から保護者への連絡方法、鍵の所持所在等についても話し合っておいてください。

(4) その他、保護者へのお願い

- 連絡帳は毎日読んでいただき、育成クラブからの連絡内容を確認してください。
- 給食のない日は、昼食が必要となります。
- 着替え（下着等）が必要であれば持たせてください。
- 宿題は「帰ったらすぐにする」という習慣をつけるため、育成クラブにおいても自主的に取り組むよう声かけをします。
- 保護者等による保育が可能なときは、自宅で保育してください。
- 学校保健安全法で定められた学校感染症に罹患した場合は医師の治療を受け、通所の許可があるまで休んでください。なお、治癒後通所するときは、医療機関で「意見書（治癒証明書）」を記入してもらったものを育成クラブに提出してください（既に学校に提出している場合、再提出は不要です）。
- ※ インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び溶連菌感染症の罹患後に育成クラブを利用する際は、学校所定の届（保護者記入用）を提出してください（既に学校に提出している場合、再提出は不要です）。
- 育成クラブに関するお知らせについて、川西市立学校一斉メールシステム（ミマモルメ）を活用する場合がありますので、登録のご協力をお願いします。
- おやつ提供については、延長育成を利用する児童のうち希望者のみが、事前の保護者からの持ち込みによるおやつ摂取を基本としています。また、延長育成を利用しない児童においても、成長過程、体調、生活スタイルなどから、クラブ利用時間におやつが必要な場合は、事前に利用するクラブにご相談の上、おやつ摂取の申し出ができるように対応しています。なお、おやつの運用ルールに沿った対応にご協力をお願いします。

7. 傷害保険について

(1) 傷害保険の加入について

- 入所を許可された児童は、団体傷害保険に加入します。
- 保険加入料は、育成料に含まれていますので、別途ご負担いただく必要はありません。

(2) 傷害保険の内容について（令和6年度に加入の保険）

- ① 保険名称：「スポーツ安全保険」（公益財団法人スポーツ安全協会）
- ② 対象となる事故：育成クラブの管理下で行われた団体活動と、自宅と育成クラブとの通常経路往復途上の傷害事故等が対象です。

※ 学校管理下における活動中の事故や行き帰りの寄り道による事故は除きます。

※ 公民館等で行われる放課後子ども教室と育成クラブとの移動途中での事故は除きます。

- ③ 保険金額 : ○ 死 亡 : 3, 0 0 0 万円 ○ 後遺障害 : 4, 5 0 0 万円
 ○ 入院日額 : 4, 0 0 0 円 ○ 通院日額 : 1, 5 0 0 円

※ いずれも、事故の日から 1 8 0 日以内が保険金支払いの対象で、通院保険金の支払日数は 3 0 日が限度となります。

※ 入院・通院は治療日数 1 日目から補償されますが、治療に伴う治療費の実費ではなく、1 日当たりの定額保険金が支払われます。

- ④ 病院費用 : 病院費用については保護者負担となります。

※令和 7 年度に加入する保険については、変更となる可能性があります。

8. 保護者からの届け出について

下記の事由に該当する場合は、届け出が必要です。

書類の受付場所：各育成クラブまたは入園所相談課（川西市役所 3 階⑧番カウンター）

事由	提出書類	提出期限
申請書等の記載内容に変更が生じた場合	変更内容によって書類の提出が必要となる場合があります（育成クラブまたは入園所相談課にご連絡ください）。	変更が生じ次第速やかに
退所する場合	川西市留守家庭児童育成クラブ退所届	退所する月の末日
延長育成の利用を中止する場合	川西市留守家庭児童育成クラブ延長育成利用解除届	解除する月の末日
延長育成の利用を登録する場合	【様式 5】延長育成利用申請書	登録する月の前月末日
延長育成の利用時間を変更する場合	川西市留守家庭児童育成クラブ延長育成利用時間変更申請書	変更する月の前月末日

※提出期限は、当該日が育成クラブ休所日の場合は、直前の開所日に前倒しとなります。

※申請書等の記載内容に変更が生じた場合の具体例

- ・ 児童または保護者の住所・氏名・緊急連絡先・一時帰宅先等に変更が生じたとき
- ・ 保護者が保育できない状況に変更が生じたとき（勤務条件の変更・転職・退職など）
- ・ 保護者が育児休業を取得するとき等、育成クラブに入所する要件を満たさなくなるとき
- ・ 納付書や通知書等の送付先、口座名義人に変更が生じたとき

9. 入所許可の取り消しについて

次に挙げる事項が生じた場合は、入所許可を取り消します。

- 退所届の提出があったとき
- 転校するとき
- 保護者が育児休業を取得するとき
- 保護者が家庭において保育することが可能になったとき
- 病気、その他の理由により長期欠席するとき
- 提出いただいた同意書の同意内容が守られないとき
- 無断欠席が著しいとき
- 入所申請書及び児童の健康状況表の記載内容が事実と異なることが判明したとき
- 育成料の滞納が著しいとき
- 児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行ったとき
- クラブの運営に著しく支障をきたしたとき
- 週 3 日以上の利用がない状態が続くことが見込まれるとき
- その他、教育長が必要と認めたとき



10. 令和7年度 育成クラブ入所申請書類について

下記（１）～（９）の書類を、入所を申請する児童１名につき１部提出してください。以下の注意事項をお読みいただき、（P 19）「提出書類チェックリスト」を確認のうえ、ご提出ください。

【注意事項】

- 申請書類は児童１名につき１部必要です（勤務証明書などは、２人目以降の児童分はコピーでもかまいません）。
- 申請書類不備の場合は、受け付けできないことがあります。
- 期限までに書類が揃わない場合は、令和６年１１月２２日（金）午後５時までに、入園所相談課までご相談ください。
- 各申請書類への記入は黒色ボールペンを使用してください（消えるペンや鉛筆は使用不可）。
- 訂正する際は、訂正箇所を二重線で消してください（修正テープや修正液は使用不可）。
- 各申請書類の申請日は、提出日（申請日）の日付をご記入ください。
- 各様式の「クラブ名」の欄は、令和６年度の在籍クラブ名を記入してください（令和７年度に初めて育成クラブに入所される児童の場合は、記入不要）。
- ※ 提出された入所申請書類に記入漏れ等の不備があった場合、確認のため、入園所相談課から問い合わせをする可能性があります。また、不備の内容によっては、来課していただくことがありますのでご注意ください。

（１）保護者（申請者）１名分の本人確認書類

- ・ 下記のいずれか１点を提出してください。※有効期限内のものに限ります。

- 運転免許証の写し（両面）
- 個人番号カード（マイナンバーカード）の写し（氏名・住所の記載がある面）
- 健康保険証の写し※
- パスポートの写し
- 学生証の写し
- 住民票の写し（発行日から３か月以内のもの）

※健康保険証の記号及び番号が見えないようにマスキングしたものを提出してください。

（２）入所申請書 【様式１】

- ・ 入所を希望する児童１名につき１枚の提出が必要です。

（３）児童の健康状況表 【様式２】

- ・ 児童が安心して育成クラブで集団生活をおくることができるように状況を把握するためのものです。記入漏れのないようにできるだけ具体的に記入してください。
- ・ 育成クラブの入所決定に際し、入園所相談課から、児童の状況について問い合わせや面談等の連絡をさせていただきます。
- ・ 新１年生については、通われている園所に支援員が訪問させていただく場合があります。
- ・ 療育手帳及び身体障害者手帳をお持ちの方は、写真の頁及び判定日が記されている頁のコピーを提出してください（令和６年度在籍児童についても再度提出が必要です）。
- ・ 医療機関が証明した診断書・意見書をお持ちの方は、原本又はコピーを提出してください（令和６年度在籍児童についても再度提出が必要です）。
- ・ 療育手帳及び身体障害者手帳の交付を受けていない児童であっても、育成クラブでの生活に配慮が必要な場合は、できるだけ詳しく児童の健康状況表へご記入ください。
- ※入所決定後に、健康状況表の記載内容と事実が異なることが判明した場合、入所許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

(4) 保護者が保育できない状況を示す証明書

- ・保護者それぞれについて証明が必要です。
- ・証明から3ヶ月以内のものを提出してください。
- ・勤務証明書は、育成クラブ入所申請用【様式3】または記載内容がそれに準ずるものとします。【様式3】以外で提出いただいた場合や記載内容に不備がある場合は勤務先に問い合わせをすることがあります。できる限り【様式3】にて提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

※シフト制勤務等、提出された勤務証明書のみで勤務時間が確認できないと判断した場合、直近3ヶ月分のシフト表等の添付書類の提出を求める場合があります。

申請理由	保護者の状況とそれに対する必要書類
就労・就学	①現在勤務中の場合 ⇒ 事業所からの証明を受けた「勤務証明書」【様式3】 ②自営の場合 ⇒ 「勤務証明書」【様式3】と確定申告書控の写し (開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可証等のコピーを提出※いずれも用意できない場合は入園所相談課までご相談ください。) ③勤務先が内定している場合 ⇒ 事業所からの証明を受けた「勤務証明書」【様式3】 ④内職の場合 ⇒ 依頼主からの証明を受けた「勤務証明書」【様式3】 ⑤求職中の場合 ⇒ 「その他特別事情の申告書」(※1) ⑥就学中の場合 ⇒ 「在学証明書」及び「時間割表」等(就学時間がわかる書類)
疾病・障がい等	①病気等療養中の場合 ⇒ 「診断書(※2)」 ②障がいがあり児童の保育ができない場合 ⇒ 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写し、もしくは「診断書(※2)」
介護等	保護者が、病気療養中の方や障がいを有している方の介護をする必要がある場合 ⇒ 被介護者の「身体障害者手帳」等の写しや「診断書(※2)」(介護が必要であることがわかる書類)
災害の復旧 その他	入園所相談課へご相談ください(※必要に応じて書類の提出をお願いしています)。 さくら園等に母子通園されることが理由で育成クラブの利用を考えられている方は入園所相談課までご相談ください。

(※1)「その他特別事情の申告書」が必要な方は入園所相談課(川西市役所3階⑧番カウンター)までお越しください。

(※2) 診断書は入園所相談課所定の様式となります。

(5) 同意書 【様式4】

- ・内容を確認のうえ、全ての項目に同意いただく必要があります。

(6) 延長育成利用申請書 【様式5】 ⇒ 必要な方のみ提出

(7) 育成料減免申請書 【様式6】 ⇒ 必要な方のみ提出

- ・減免理由の区分4(1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯)は、公設クラブと民間クラブに入所させている児童が1世帯につき合計2人以上の世帯も対象となります。育成料減免申請書【様式6】の提出先は、公設クラブに入所している児童分は入園所相談課、民間クラブに入所している児童分は各民間クラブです。

(8) 入学式前受入希望調査書 【様式7】 ⇒ 新1年生のうち、必要な方のみ提出

- ・利用を希望する場合(利用する可能性がある場合も含む)は、入所申請書と一緒に提出してください。また、提出後に出欠を変更する場合は、4月からの入所が内定している育成クラブへ直接連絡してください。

(9) 夏季休業期間中のみの育成クラブ変更申請書 【様式8】 ⇒ 対象学校で必要な方のみ提出

- ・詳細は『15. 夏季休業期間中のみの育成クラブについて』を参照してください。

11. 令和7年度 入所申請書類の提出先及び受付期間について

◆通常募集

令和7年4月から入所を希望される方は、通常募集期間に申請してください。

申請する児童	受付場所	提出方法	受付期間
新1年生及び現在育成クラブに入所していない児童	入園所相談課 (川西市役所3階⑧番カウンター)	窓口へ直接提出 または郵送提出	令和6年11月1日(金) ～令和6年11月29日(金) 午後5時 月～金曜日 午前9時～午後5時 ※ 祝日を除く
現在育成クラブに入所している児童及びそのきょうだい	各育成クラブ	各育成クラブへ持参 (郵送不可)	令和6年11月1日(金) ～令和6年11月22日(金)の開所時間内 ※ 日・祝日を除く

※ 育成クラブでは、上記期間以外は書類を受理できませんので、ご了承ください。

※ 現在育成クラブに入所している児童及びそのきょうだい分の申請は、入園所相談課窓口または郵送での提出も可能です。

◆追加募集

通常募集受付終了後に令和7年4月から入所を希望される方は、追加募集期間に申請してください。
追加募集は募集人数が少なく(若干名)、入所を待機していただく可能性がありますので、申請が可能な方は上記の通常募集期間(11月1日～11月29日)に申請してください。

申請する児童	受付場所	提出方法	受付期間
令和7年4月から入所を希望する児童	入園所相談課 (川西市役所3階⑧番カウンター)	窓口へ直接提出 または郵送提出	令和6年12月2日(月) ～令和7年2月10日(月) 午後5時 月～金曜日 午前9時～午後5時 ※ 祝日を除く

※ 通常募集及び追加募集ともに、FAX及びメールでの申請は受け付けていません。

注意事項【重要】 (必ずお読みください)

- 追加募集期間を過ぎると令和7年4月から入所できない場合があります(令和7年3月10日(月)を過ぎた場合は、最短で5月からの入所となります(待機の場合もあり))。
- 提出期限までに提出できない事情がある場合は、令和6年11月22日(金)午後5時までに、入園所相談課へご相談ください。
- 入所申請書提出後に、4月から通う小学校が変更となった場合(校区外就学、就学校の変更、転居など)は、速やかに入園所相談課へ連絡のうえ、入園所相談課窓口で申請内容の変更手続きが必要です。変更手続き完了後、変更後の小学校区で選考し、入所の可否を決定します。変更前の小学校区の育成クラブに内定していても、定員を超える場合は、待機となる可能性がありますのでご了承ください。
- 公設クラブと民間クラブともに申込みを行う重複申込み(いわゆる併願)については、令和7年1月31日(金)までできませんのでご了承ください。
- 入所申請後に入所を取りやめる場合は、速やかに「川西市留守家庭児童育成クラブ利用申請取下げ届」を入園所相談課へ提出してください。なお、「川西市留守家庭児童育成クラブ利用申請取下げ届」の提出が令和7年2月10日(月)午後5時を過ぎると、4月入所としての手続きが進みますので、ご注意ください。
- ※ 「川西市留守家庭児童育成クラブ利用申請取下げ届」は、入園所相談課の窓口(川西市役所3階⑧番カウンター)にてお渡ししているほか、市ホームページからもダウンロード可能です。郵送提出する場合は、「川西市教育委員会事務局 教育推進部 入園所相談課」宛に送付してください(送付先・送付時の注意事項等は入所のしおりのP20参照)。

12. 入所の選考から入所までについて

入所の選考及び決定について

① 入所選考

申し込みがあった児童については、要件を満たしており定員内の人数であれば入所を決定します。ただし、定員を超える見込みがある場合は、児童の学年（低学年が優先的に利用できるよう配慮）や健康状況（支援の必要性）、保護者の就労日数および就労時間、家庭の状況等により調整し、入所を決定します。定員超過により入所できない児童については、待機していただくこととなります。

② 入所の案内のお知らせ

◆通常募集期間（令和6年11月1日～令和6年11月29日）に申請された方

令和7年1月下旬～2月上旬に、入園所相談課から入所の内定または待機の通知を郵送します。

※育成クラブ内定後に入所を取りやめる場合は、令和7年2月10日（月）午後5時までに入園所相談課へ「川西市留守家庭児童育成クラブ利用申請取下げ届」を提出してください。

◆追加募集期間（令和6年12月2日～令和7年2月10日）に申請された方

令和7年2月下旬に、入園所相談課から入所の内定または待機の通知を郵送します。

入所説明会について

①日時：令和7年3月22日（土） 午前10時から（予定）

②場所：各育成クラブ室

③対象：新1年生及び令和7年度から新たに入所する新2・3・4・5・6年生の保護者

○ 入所許可通知書及び育成クラブ利用の説明書類等をお渡ししますので必ず出席してください。

○ 詳細は内定の通知にてお知らせします。

○ 当日出席できない方は、内定した育成クラブへ事前に直接連絡してください。

⇒ 各育成クラブの連絡先は、（P3）『（3）設置場所など』を参照してください。

○ 事前の連絡なく欠席された場合は、入所することができませんのでご注意ください。

※ 川西養護学校においては、別途取扱いとします。

新1年生の春休み中の入所について

○ 新1年生については、入学式の翌日からの入所になります。ただし、保護者または保護者の代理人（18歳以上）による送迎が可能な場合に限り、4月1日からの入所を許可します。

○ 入学式前に入所を希望する保護者は、【様式7】入学式前受入希望調書に必要事項をご記入のうえ、入所申請書と一緒に提出してください。

※ 川西養護学校においては、別途取扱いとします。

13. 年度途中から入所の手続きについて

- 入所申請の締め切りは、入所希望月の前月10日です。10日が開庁日でない場合は、直前の開庁日に前倒しとなります（例：令和7年6月から入所希望の場合、5月10日が土曜日のため、5月9日の金曜日が締切日になります）。
- 受け付けは、入園所相談課（川西市役所3階⑧番カウンター）にて行います。
※郵送での申請も受け付けます。その場合、締切日必着となります（消印日不可）。特定記録などの記録が残る方法で郵送してください。
- 入所申請の締め切り後、申込み状況と空き状況を踏まえ、入園所相談課にて選考を行います。定員超過により入所できない児童については、待機していただくことになります。
選考の結果、入所が内定となった場合は、入所月の前月11日以降に入園所相談課からお知らせします。その後、育成クラブにおいて、面談（保護者・児童・支援員等による面談）を行い、入所の許可決定の後に児童が通所できるようになります。
※クラブでの面談に来られない場合、入所許可をすることができません。
入所を待機していただくことになった場合は、入所希望月の前月20日頃に待機のお知らせを送付します。

14. 民間留守家庭児童育成クラブについて

申し込みなどの詳細につきましては、各民間育成クラブへお問い合わせください。

施設名及び運営主体	所在地	連絡先
学童保育ケティーハウス萩原台 （特定非営利活動法人）	萩原台西1-68 1F	072-757-7600
学童保育ケティーハウス （特定非営利活動法人）	多田桜木2-5-18 3F	
森っこクラブこどもの家 （社会福祉法人）	多田桜木2-12-6 2F	072-767-1178
里っこクラブこどもの家 （社会福祉法人）	見野3-8-20 3F	072-768-9620
山の子LIVES （特定非営利活動法人）	見野2-24-9 2F	072-794-8375（山の子LIVES） 072-795-0373（山子屋保育園）
けやキッズ （合同会社）	けやき坂3-30-9	070-2675-9934
キッズクラブ川西北 （特定非営利活動法人）	火打1丁目23-25	072-744-1424

15. 夏季休業期間中のみの育成クラブについて

申請該当学校：久代小・川西小・川西北小・明峰小・多田小・多田東小
緑台小・陽明小・北陵小

- 留守家庭児童育成クラブの待機児童対策として、待機児童が多い校区を中心に夏季休業期間中の開所を実施しています。
- 該当校区で通年入所（年間を通しての入所）されたい方の内、夏季休業期間中のみの利用でも可能な方や待機になった場合に夏季休業期間中のみの利用でも可能な方は、入所申請時に【様式8】夏季休業期間中のみの育成クラブ変更申請書を添付し提出してください。 ※通年入所のみを希望する方は、提出不要です。

(1) 入所対象児童

(P2) 『2. 入所対象児童について』の要件(①～④)に加えて、以下に掲げる要件を備えていることが必要です。

⑤ 夏季休業期間中のみの運営対象学校の校区に居住していること。または、運営対象学校に通学していること。

※夏季休業期間中のみの育成クラブを退所後に留守家庭児童育成クラブを利用されたい場合は、9月以降の入所となります(待機の場合もあり)。手続き方法は夏季休業期間中のみの育成クラブ入所前に配付する案内をご確認ください。

(2) 夏季休業期間中のみの育成クラブ運営対象学校

久代小・川西小・川西北小・明峰小・多田小・多田東小・緑台小・陽明小・北陵小

(3) 実施場所

久代小・川西小・川西北小・明峰小・多田小・多田東小・緑台小・北陵小は、対象学校の現在の育成クラブ室とは別の部屋

陽明小は、緑台小学校の現在の育成クラブ室とは別の部屋(合同で実施)

※陽明小については、申請状況により、陽明小学校の現在の育成クラブ室とは別の部屋で実施する場合があります。

(4) 陽明小学校区児童の緑台小学校への送迎【重要】

陽明小学校区児童の緑台小学校への入退室は、校区外になるため、保護者の判断の下、児童が安全に入退室できるように以下の学年において配慮をお願いします。

・低学年(1年生～3年生)：保護者の安全確認の下、送迎の配慮をお願いします。

・高学年(4年生～6年生)：保護者の安全確認の下、送迎は任意とします。可能であれば、送迎をお願いします。

※支援を必要とする児童の場合は、延長育成を利用しない場合でも、保護者または保護者の代理人(18歳以上)による送迎をクラブ室までお願いします(他の小学校も同様)。

(5) 入所定員 おおよそ40人程度

通年入所の空き状況を踏まえ、一定数(5人程度)に満たない場合は、「夏季休業期間中のみの利用」が実施できない場合があります。その場合は、通年入所もしくは通年入所での待機となります。

(6) 開所期間 令和7年7月19日～令和7年8月27日(うち休所日：日曜日・祝日及び8月11日から8月17日)

(7) 育成料 児童1人につき夏季休業期間7,800円

夏季休業期間中の入退所や当該期間の全てを欠席された場合も、当該期間の育成料は全額納付していただきます。なお、育成料については減免制度があります。(P6～P7参照)

(8) 延長育成料

① 上記育成料に加えて、延長育成料が児童1人につき午後6時30分までは夏季休業期間3,000円、また、午後7時までは夏季休業期間4,000円です。

夏季休業期間中の入退所や当該期間の全てを欠席された場合も、当該期間の延長育成料は全額納付していただきます。

② 育成料が減免される児童については、延長育成料も同様の減免を適用します。

③ 延長一時利用については、通年入所と同様(P8参照)に取り扱いますが、夏季休業期間中の延長一時利用から夏季休業期間の延長育成登録への変更はできません。

(9) 入所の案内のお知らせについて

令和7年3月下旬に、入園所相談課から夏季休業期間中のみの育成クラブへの入所の内定または待機の通知を郵送します。

※【様式8】夏季休業期間中のみの育成クラブ変更申請書において、②申請内容の「令和7年度入所申請について、待機となる場合は、夏季休業期間中のみの入所に変更申請します。」で申請され、4月入所までに通年入所(年間を通しての入所)の内定となる申請者へは通知を郵送しません。

※夏季休業期間中のみの育成クラブ内定後に入所を取りやめる場合は、令和7年4月10日(木)午後5時までに入園所相談課へ「川西市留守家庭児童育成クラブ利用申請取下げ届」を提出してください。

(10) その他

※その他の項目については、通年入所に準じた実施となりますので、本しおりの該当項目を参照ください。なお、(7)(8)の支払い時期や方法については、対象者に別途お知らせします。

※夏季休業期間中のみの育成クラブが定員を超えた場合は、通年入所もしくは通年入所での待機となる場合があります。

※【様式8】夏季休業期間中のみの育成クラブ変更申請書において、②申請内容の「令和7年度入所申請について、待機となる場合は、夏季休業期間中のみの入所に変更申請します。」で申請された場合、5月入所までは通年入所(年間を通しての入所)の選考対象となります。

16. 提出書類チェックリスト(提出不要)

育成クラブ入所申請には、以下1～9の書類の提出が必要です（6～9は必要な方のみ）。

提出前に提出書類の記入漏れ・提出漏れがないことをご確認ください。

- ◇ きょうだい同時に申し込む場合、申請書類は児童1人につき1部必要です
(勤務証明書などは、2人目以降の児童分はコピーでもかまいません)。
- ◇ 必ず提出が必要な書類(下記1～5)に不備がある場合、申請を受理できないことがありますのでご注意ください。

		申請書類	確認内容	チェック欄
必ず提出が必要な書類	1	保護者（申請者）1名分の本人確認書類	・有効期限内のものですか	☐
	2	入所申請書	・記入漏れはありませんか	☐
	3	児童の健康状況表	・記入漏れや記載事項の誤りはありませんか（両面ともに）	☐
	4	保護者が保育できない状況を示す証明書	・保護者の人数分ありますか	☐
	5	同意書	・すべての項目にチェックされていますか	☐
必要な方のみ、入所申請時に提出していただく書類	6	延長育成利用申請書	・送迎者の連絡先等、記入漏れはありませんか	☐
	7	育成料減免申請書	・減免理由等、記入漏れはありませんか	☐
	8	入学式前受入希望調書	・送迎等の注意点を把握されていますか	☐
	9	夏季休業期間中のみの育成クラブ変更申請書	・運営対象学校等の注意点を把握されていますか ・陽明小学校区の方は、入所児童の送迎について同意されましたか	☐

17. 申請書類の郵送について

- 窓口の混雑を避けるため、できる限り郵送提出をお願いします。
- 入所申請時に必要な書類に不備がないよう提出書類チェックリスト（P 19）にてご確認のうえ、「川西市教育委員会事務局 教育推進部 入園所相談課」宛に郵送してください。

【郵送で受理できない場合】

次に該当する方は、入園所相談課の窓口での手続きが必要となりますので、申請書類の郵送ができません。入園所相談課の窓口へお越しください。

- ・ 入所の申請理由が「保護者の求職中」等、「その他特別事情の申告書」の提出が必要な場合
- ・ 申請時、入所の申請に必要な書類を用意できない場合

【郵送提出する際の注意事項】

- 必ず切必着で郵送してください。消印日不可。
（例：令和6年12月2日に入園所相談課に到着した書類は、追加募集での受付となります。）
- 特定記録などの記録が残る方法で送付してください。
- 提出書類の記入漏れ、提出漏れにご注意ください。
（提出された入所申請書類に記入漏れ等の不備があった場合、確認のため、入園所相談課から問い合わせをする可能性があります。また、不備の内容によっては、来課していただくことがありますのでご注意ください。）
- 申請書類を折り曲げずに入れることのできるサイズの封筒使用にご協力をお願いします。
- 下記を点線で切り取って、宛名として使用する際は、はがれない様のり等でしっかり貼ってください。
- 郵便事故・郵送におけるトラブル等については、責任を負いかねますのでご了承ください。

申請書類を郵送する方は、下記の点線を切り取ってお使いください。



666-8501

川西市中央町12番1号

川西市教育委員会事務局

教育推進部 入園所相談課 宛

（令和7年度 留守家庭児童育成クラブ

入所申請書類在中）

☎072-740-1175（直通）